

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月30日
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中本 祐昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務人事部長 澤井 誠
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務人事部長 澤井 誠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円

発行価額の総額に新株予約権の
行使に際して払い込むべき金額の 110,000,000円
合計額を合算した金額

(注) 1 本募集は、平成23年6月29日開催の当社定時株主総
会決議(特別決議)に基づき、新株予約権を発行
するためのものです。

2 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込む
べき金額の合計額を合算した金額は、行使価額で
ある1円に新株予約権1個当たりの目的である株
式の数(以下「対象株式数」といいます。)であ
る1株を乗じ、さらに新株予約権の発行数である
110,000,000個を乗じた額によります。但し、発行
価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込む
べき金額の合計額を合算した金額は、新株予約権
の行使期間内に権利行使が行われない場合、又は
新株予約権が当社に取得された場合には減少しま
す。また、新株予約権の対象株式数が調整された場
合には、減少又は増加します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	110,000,000個
発行価額の総額	0 円
発行価格	0 円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成23年7月19日（火）（申込期日）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ウッドワン 本店
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成23年7月19日（火）
払込取扱場所	該当事項はありません。

（注1）新株予約権については、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、その発行を決議しております。

（注2）会社法第244条第1項に基づき、割当予定先との間で募集新株予約権の総数引受契約を締結します。

（注3）新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照下さい。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数は1,000株です。 完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1 新株予約権の目的である株式の数 対象株式数は1株とします。但し、対象株式数は下記3に従い調整されます。 2 発行する新株予約権の総数 110,000,000個とします。 3 対象株式数の調整 (1)当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、対象株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てます。 調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 株式分割又は株式併合の比率 (2)上記(1)に定めるほか、合併、会社分割等により対象株式数の調整を必要とする場合には、合併、会社分割等の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとします。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（以下「行使価額」といいます。）は1株につき1円とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 110,000,000円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の株式1株の発行価格は1円とします。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額は、以下の算式により算出した資本金の額を新株予約権の行使による発行株式数により除した額とします。</p> <p>(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。</p> <p>(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載した資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とします。</p>
新株予約権の行使期間	行使期間の始期は下記「新株予約権の行使の条件」1に定める行使条件が成就した日から2ヶ月間が経過する日とし、終期は平成26年9月30日又は当該成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い方の日とします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 本店 東京都中央区八重洲一丁目2番1号</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 行使請求の払込取扱場所 みずほ信託銀行株式会社 本店 東京都中央区八重洲一丁目2番1号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者は、当社の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の株券等保有割合を含めて算出されます。以下同様とします。）、又は、株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同様とします。）の買付け等（同項に定義されます。以下同様とします。）を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味します。以下同様とします。）が20%以上となる者（以下「特定大量保有者」といいます。）が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者（以下「特定大量買付者」といいます。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」といいます。）が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができます。</p> <p>但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができます。</p> <p>また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとします。</p> <p>(1) 当社</p> <p>(2) 当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます。）</p> <p>(3) 当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。）</p> <p>(4) 当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有します。以下同様とします。）を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>(5) 自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者（但し、当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除きます。）</p> <p>(6) 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス</p> <p>(7) 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社（当該新株予約権の信託の受託者としての地位を意味します。）</p> <p>(8) その者が当社の株券等を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者</p> <p>なお、本1及び下記3において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとします。</p>

	<p>2 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</p> <p>3 上記1及び2に拘わらず、以下の(1)乃至(8)に定める者(以下、本「(2) 新株予約権の内容等」において「非適格者」といいます。)は新株予約権を行使できないものとします。</p> <p>(1) 特定大量保有者</p> <p>(2) 特定大量保有者の共同保有者</p> <p>(3) 特定大量買付者</p> <p>(4) 特定大量買付者の特別関係者</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者</p> <p>(6) 上記(1)から(5)までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めたる者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたる者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有します。))をいいます。)</p> <p>(7) 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス</p> <p>(8) 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社(但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限ります。)</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、上記「新株予約権の行使の条件」1に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権のうち非適格者が保有する新株予約権を除いた新株予約権を取得することができます。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付します。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記「新株予約権の目的となる株式の数」3(1)に定める対象株式数の調整の規定を準用します。</p> <p>2 上記1に基づき当社により取得されなかった新株予約権のうち、非適格者以外の者へ譲渡された新株予約権については、当社は、取締役会決議により定めた日において、当該新株予約権を取得することができます。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付します。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記「新株予約権の目的となる株式の数」3(1)に定める対象株式数の調整の規定を準用します。</p> <p>3 当社は、上記「新株予約権の行使の条件」1に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定めた日(以下「本取得日」といいます。))において、新株予約権のうち非適格者が保有する新株予約権の全部又は一部(当社取締役会が別に定めるところによります。))を取得することができます。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり以下の金銭を交付します。</p> <p>本取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含みます。))を平均した額(終値のない日数を除きます。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。)</p> <p>4 上記1から3までに拘わらず、当社は、上記「新株予約権の行使の条件」1に定める行使条件が成就するまでの間において、次の事由に該当する場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権の全部を無償で取得します。</p> <p>(1) 取締役会が当社の企業価値を最大化するために必要であると認めたる場合</p> <p>(2) 株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となった場合</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)のほか、取締役会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断した場合</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」といいます。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」といいます。）を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとします。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとします。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数 再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」3に準じて決定します。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株につき1円とします。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日の何れか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。</p> <p>(6) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定します。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。</p> <p>(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」2(1)及び(2)に準じて決定します。</p>
---------------------------------	--

(注1) 新株予約権の行使は、当社の定める新株予約権行使請求書に必要事項を記載し、これに記名捺印した上、上記行使請求の受付場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に相当する金銭を上記行使請求の払込取扱場所に払い込むことにより行われます。なお、上記行使請求の受付場所に当該請求書を提出した者は、その後これを取り消すことはできません。

(注2) 新株予約権の行使請求の効力は、新株予約権の行使請求に必要な関連書類及び当該行使請求に係る新株予約権の出資される財産の価額全額に相当する金銭が上記行使請求の払込取扱場所に到達したときに生じます。

(注3) 当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

(注4) 法令改正等による修正

新株予約権の発行後、法令改正等により、上記各項に定める条項及び用語の意義に修正を加える必要が生じた場合においては、当社は、その取締役会決議に基づいて、当該改正等の趣旨・状況等を考慮の上で、上記各項に定める条項及び用語の意義を合理的な範囲内で修正することができるものとします。

(注5) 当社は、本定時株主総会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条3号柱書に規定されるものをいいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、第三回信託型買収防衛策及び第四回事前警告型買収防衛策(併せて、以下「本プラン」といいます。)を導入することを決議しており、本届出書に係る新株予約権証券は、第三回信託型買収防衛策の対抗措置発動の準備のために発行されるものであります。本プランの概要は以下の通りです。

本プラン導入の目的

当社に対する買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させるか否かを判断するためには、当社が永年に亘り築き上げて参りました林業及び総合木質建材製造・住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解が不可欠であると考えております。

平成23年3月末時点で当社の総株主の議決権数の約25.1%は当社経営者、その資産管理会社等が保有しておりますが、当社の経営方針と異なる買収等が行われる場合には、当該買収等の条件や買収等の後の経営方針等次第では、上記の当社経営者等の議決権保有比率に拘わらず、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値を毀損し、ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する可能性がありますので、当社取締役会は、当該買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に合致するものか否かにつき、慎重かつ十分な検討を行う必要があります。

従いまして、当社に対する買収等が行われる場合には、当社取締役会は、かかる買収等の是非につき最終的な判断を行う株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる情報等を収集し提供するだけでなく、買収等の条件や買収等の後の経営方針等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上に資するものであるか否かを、自ら評価し検討する責務を負っているものと考えております。

そして、かかる評価及び検討の結果、当該買収等の条件や買収等の後の経営方針等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうものであると判断される場合には、買収提案の内容を改善させるべく当該買収提案者等と交渉することが取締役の責務であると考えております。

加えて、買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうものであると判断される場合には、取締役会としては、当該買収等に対して必要に応じて相当な対抗措置を講じるべきであると考えます。

以上を踏まえ、当社は、買収等が、一定の合理的なルールに従って行われ、当社取締役会が上記のような責務を果たすために必要な情報、時間及び交渉力を確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させることになるものと考え、本プランを導入しました。

具体的には、本定時株主総会においては、(ア)当社定款第17条の定めに基づく第三回信託型買収防衛策の導入、及び、(イ)同防衛策の対抗措置に用いるために信託される新株予約権の発行(新株予約権の発行に関する議案)、並びに、(ア)当社定款第17条の定めに基づく第四回事前警告型買収防衛策の導入、及び、(イ)当社定款第12条の定めに基づく同防衛策の対抗措置に用いるための新株予約権の無償割当て(決定権限の当社取締役会への委任に関する議案)について決議しました。

なお、本プランに基づく対抗措置(以下「本対抗措置」といいます。)は、原則として、(a)信託される新株予約権の無償交付を行うことと致しますが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、(b)新株予約権の無償割当てを行う可能性があります。上記(a)及び(b)の両方の対抗措置を同時に発動することはありません。

・ 本プランの仕組み

ア. 本プランの概要

本プランは、当社に対する買収等(下記イ.(ア)で定義されます。以下同じです。)が行われる場合に、当社取締役会が、買収等を行おうとする者又は買収等の提案を行う者(併せて、以下「買収提案者等」といいます。)に対して、買収提案者等及び買収等に関する情報の提供を求め、特別委員会(下記オ.をご参照下さい。)による勧告を最大限尊重して、当該買収等について評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、一定の場合には対抗措置を発動するための手続であります。その具体的な内容は以下の通りです。

イ. 本プランに係る手続

(ア) 本プランの対象となる当社に対する買収等

下記 又は の何れかに該当する買付行為(併せて、以下「買収等」といいます。)が本プランの対象となります。但し、事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除きます。

当社が発行する株券等(補1)について、保有者(補2)及びその共同保有者(補3)の株券等保有割合(補4)が20%以上となる買付け等

当社が発行する株券等(補5)について、公開買付け(補6)後の公開買付者の株券等の株券等所有割合(補7)及びその特別関係者(補8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(補1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

(補2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じです。

(補3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。

(補4) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される株券等保有割合をいいます。以下同じです。

(補5) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。以下 において同じです。

(補6) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。以下同じです。

(補7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される株券等所有割合をいいます。以下同じです。

(補8) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される特別関係者をいいます。以下同じです。

(イ) 買収提案者等に対する情報提供の要求

買収提案者等には、買収等に先立ち、まず、買収提案者等の氏名又は名称、及び住所又は所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、買収等の概要、並びに 本プランに定められた手続を遵守する旨の誓約を日本語で明示した書面(以下「意向表明書」といいます。)を提出して頂きます。

次に、当社取締役会は、上記 から までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10日以内(初日不算入)に、当該買収提案者等に対して、買収等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)として当社への提出を求める事項について記載した書面(以下「本必要情報リスト」といいます。)を交付し、当該買収提案者等には、当該書面に従い、買収等に関する情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社に日本語で記載した書面で提供して頂きます。また、買収提案者等が本必要情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当該情報を提供することができない理由を具体的に示して頂きます。

本必要情報リストには原則として以下の事項が含まれますが、本必要情報の具体的内容は、当社取締役会が、必要に応じてフィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家(以下「外部専門家」といいます。)の助言を得た上で、買収提案者等の属性、買収等の内容等に照らして合理的に決定します。

買収提案者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(買収提案者等の具体的な名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

買収提案者等が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去6ヶ月間において買収提案者等が行った当社の発行する全ての有価証券に係る全ての取引の状況(取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。)並びに当社の発行する全ての有価証券に関して買収提案者等が締結した全ての契約、取決め及び合意(口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。)

買収等の目的、方法及び内容(買収等の対価の価額・種類、買収等の時期、関連する取引の仕組み、買収等の方法の適法性、買収等及び関連する取引の実現可能性、買収等の完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。)

第三者との間の買収等に関する意思連絡(当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じです。)の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容

当社株券等の買収対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買収等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等)及び買収資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

買収等完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係について、買収等の完了後に予定する変更の有無及びその内容

買収提案者等以外の当社の他の株主の皆様との間の利害相反を回避するための具体的方策

その他買収等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために必要であると考えられる情報

買収提案者等から提供された買収等に関する情報が、株主の皆様又は当社取締役会若しくは特別委員会が当該買収等を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、買収提案者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、当社取締役会は、本必要情報として十分な情報が買収提案者等から提供されたと判断する場合には、速やかにその旨の通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)を買収提案者等に行います。当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、情報提供完了通知を行うものとし、

なお、意向表明書の提出があった事実、当社取締役会に提供された買収等に関する情報その他の買収等に関連する情報のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるもの、及び当社が情報提供完了通知を行った事実につきましては速やかに情報開示致します。

(ウ) 当社取締役会による買収等に関する情報の評価・検討等

上記(イ)に基づき買収提案者等による情報提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉、当該買収等に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非(発動すべき場合には、信託される新株予約権の無償交付又は新株予約権の無償割当ての何れを行うべきであるかという点を含みます。)について、特別委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を行うためには一定の期間が必要でありますので、買収等の内容に応じて、下記a.又はb.による評価期間(以下「評価期間」といいます。)を設定します。

a. 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全株式の買収等の場合には、情報提供完了通知発送日から最長60日間(初日不算入)

b. a.以外の買収等の場合には、情報提供完了通知発送日から最長90日間(初日不算入)

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を決定します。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について株主及び投資家の皆様に開示します。

なお、当社取締役会が評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合(評価期間内に特別委員会が取締役会に対し下記(エ)に掲げる勧告を行うに至らない場合等)は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最長30日間評価期間を延長できるものとします。当社取締役会が評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示致します。

買収提案者等は、評価期間中は、買収等を開始することができないものとします。

(エ) 特別委員会による勧告の手続

特別委員会は、買収提案者等が現れた場合には、以下の通り当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して下記 又は に従った勧告を行った場合その他特別委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告の事実とその概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示致します。

本対抗措置の発動(信託される新株予約権の無償交付又は新株予約権の無償割当ての実施)を勧告する場合

特別委員会は、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守するときでも、買収提案者等による買収等が下記ウ.に定める要件の何れかに該当する場合若しくは該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、当社取締役会に対して、本対抗措置を発動することを勧告します。本対抗措置は、原則として信託された新株予約権の無償交付を勧告することと致しますが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、新株予約権の無償割当てを勧告することがあります。

但し、特別委員会は、一旦本対抗措置の発動を勧告した後も、以下の何れかの事由に該当すると判断した場合には、本対抗措置により交付又は割り当てられた新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、本対抗措置の発動を中止し、又は新株予約権を無償で取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

() 当該勧告後に買収提案者等が買収等を撤回した場合その他買収等が存しなくなった場合

() 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買収提案者等による買収等が下記ウ.に定める要件の何れにも該当しなくなった場合

本対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案者等による買収等の内容の検討、買収提案者等との協議・交渉等の結果、買収提案者等による買収等が下記ウ.に定める要件の何れにも該当しないと判断する場合には、当社取締役会に対して、本対抗措置の不発動を勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、買収提案者等による買収等が下記ウ.に定める要件の何れかに該当する場合若しくは該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、本対抗措置の発動の新たな勧告を含む判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(オ) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の上記(エ)の勧告を最大限尊重して、本対抗措置の発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

買収提案者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本対抗措置の発動又は不発動に関する決議を行うまでの間、買収等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本対抗措置の発動又は不発動に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示致します。

ウ. 本対抗措置の発動の要件

買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守するときでも、当社は、買収提案者等による買収等が下記の何れかに該当する場合又は該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、上記イ.(オ)に記載される当社取締役会の決議により、本対抗措置を発動することを予定しております。なお、上記イ.(エ)に記載した通り、下記の要件に該当するか否かについては、必ず特別委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

(a) 以下に掲げる行為その他これに類似する行為を目的とした、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に著しく反する買収等である場合

株券等を買ひ占め、当該株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買収提案者等の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を買収提案者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

真に会社経営に参加する意思がないにも拘わらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる行為

(b) 強圧的二段階買付(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)等株主の皆様に株式の売却を事実上強要する買収等である場合

(c) 買収等の条件(対価の価額・種類、買収等の時期、買収等の方法の適法性、買収等の実現可能性、買収等の後の経営方針又は事業計画、買収等の後における当社の他の株主の皆様、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買収等である場合

- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先その他当社の利害関係者との関係、又は当社の社会的信用若しくはブランド価値を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に著しく反する買収等である場合

エ. 本対抗措置の内容

第三回信託型買収防衛策に基づき、信託される新株予約権の無償交付を実施する場合の当該新株予約権の内容は上記「(2) 新株予約権の内容等」に記載した通りであり、第四回事前警告型買収防衛策に基づき、新株予約権の無償割当てを実施する場合の新株予約権の無償割当ての概要は下記 . の通りです。

オ. 特別委員会の設置

当社は、本プランの導入に当たり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本対抗措置の発動等の運用に際しての客観的な評価・検討を行う機関として、特別委員会を設置致しました。

また、本プラン導入当初の特別委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社監査役4名(そのうち社外監査役2名)から構成されております。

実際に買収等がなされる場合には、上記イ.(エ)に記載した通り、特別委員会が、当該買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうか否か等を評価・検討の上で当社取締役会に対する勧告を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

カ. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間(以下「有効期間」といいます。)は、第三回信託型買収防衛策については本定時株主総会で承認され、かつ、第三回信託型買収防衛策に係る新株予約権についての信託契約(信託契約の概要は下記 . の通りです。)が締結される時点(平成23年7月19日を予定しています。)から平成26年9月30日まで、第四回事前警告型買収防衛策については本定時株主総会において承認された時点から平成26年9月30日までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会決議の趣旨に反しない場合(本プランに関する法令、有価証券上場規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。)には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び(修正又は変更の場合には)修正、変更の内容その他の事項について、速やかに情報開示致します。

. 本プランによる株主及び投資家の皆様への影響等

ア. 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

イ. 本対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

信託される新株予約権の無償交付に際しては、信託銀行から、当社取締役会が定める一定の日（以下「新株予約権無償交付基準日」といいます。）における株主の皆様に対して、その保有する当社株式1株につき2個の割合で、新株予約権が無償にて交付されます。また、新株予約権の無償割当てに際しては、当社取締役会が定める一定の日（新株予約権無償交付基準日と併せて、以下「本基準日」といいます。）における株主の皆様に対して、その保有する当社株式1株につき2個の割合で、新株予約権が無償にて割り当てられます。

これらの場合において、当社は、原則として、当社取締役会の決定により、下記ウ.において詳述する手順に従って、特定大量保有者（補9）、特定大量保有者の共同保有者、特定大量買付者（補10）、特定大量買付者の特別関係者、これら から までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、及び これら から までに該当する者の関連者（補11）、並びに信託された新株予約権については から までに加えて 一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス、及び 同一一般社団法人が新株予約権を信託譲渡した場合の信託銀行及び信託会社（但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限ります。）（併せて、以下「非適格者」といいます。）以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、この場合には、保有する当社株式1株当たりの経済的価値及び議決権比率の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の経済的価値及び議決権比率の希釈化は生じません。

一方、株主の皆様が、当社所定の新株予約権行使請求書等を提出した上、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり1円を払込取扱場所に払い込んだ場合には、新株予約権1個当たり1株の当社株式が発行されることとなります。仮に、株主の皆様が、こうした金銭の払込みその他下記ウ.において詳述する新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式の経済的価値及び議決権比率が希釈化されることがあります。

（補9） 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。以下同じです。

（補10） 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。）の買付け等（同項に定義されます。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。以下同じです。

（補11） ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

なお、当社は、本基準日以降であっても、新株予約権を無償で取得し、又は新株予約権の無償交付又は無償割当てを中止する場合があります。この場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

また、新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買収提案者等の有する当社株式に係る経済的価値及び議決権比率に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買収提案者等以外の株主の皆様の有する当社株式の経済的価値及び議決権比率に対して直接具体的な影響が生じることはありません。

ウ. 本対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

無償にて交付され又は割り当てられた新株予約権に関し、当社が取得条項に基づき新株予約権を取得するか、又は、新株予約権の行使をお願いするかという点については、当社取締役会が本対抗措置の発動時に決定した上で速やかに情報開示致します。

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、1個の新株予約権につき1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。

その他、非適格者からの新株予約権の取得、その他の取得に関する事項については、発行された新株予約権の定めに従った措置を講じることがあります。

また、当社は、新株予約権の行使をお願いする場合、本基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書(行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付致します。株主の皆様におかれましては、新株予約権の権利行使期間内であつた当社による新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、新株予約権の目的である当社株式1株当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることとなります。

上記のほか、新株予約権の交付又は割当ての方法、当社による取得の方法及び行使の方法の詳細につきましては、新株予約権の交付又は割当てに関する決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知致しますので、当該内容をご確認下さい。

. 本プランの合理性

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、本プランは、東京証券取引所等の金融商品取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

イ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認に基づき導入されました。具体的には、当社は、(a)当社定款第17条の定めに基づき第三回信託型買収防衛策を導入し、同防衛策の対抗措置に用いるため信託される新株予約権の発行(新株予約権の発行に関する議案)を本定時株主総会において決議し、また、(b)当社定款第17条の定めに基づき第四回事前警告型買収防衛策を導入し、当社定款第12条の定めに基づき同防衛策の対抗措置に用いるための新株予約権の無償割当て(決定権限の当社取締役会への委任に関する議案)について本定時株主総会において決議しました。

また、上記 .カ.に記載した通り、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、株主総会の決議によって本プランを廃止することが可能となっております。その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社の株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

ウ. 独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての客観的な評価・検討を行う機関として特別委員会を設置致しました。

実際に当社に対して買収等がなされた場合には、上記 .イ.(エ)に記載した通り、特別委員会が、当該買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうか否か等を評価・検討の上で当社取締役会に対する勧告を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、特別委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、当社の特別委員会は、当社経営陣からの独立性が高い監査役4名(そのうち社外監査役2名)で構成されております。

エ. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 .ウ.に記載した通り、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

オ. 外部専門家の意見の取得

上記 .イ.(ウ)に記載した通り、買収提案者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を得ることができるものとしております。これにより、特別委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

カ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 .カ.に記載した通り、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなおその発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

. 第四回事前警告型買収防衛策の対抗措置である新株予約権無償割当ての概要(ご参考)

ア. 新株予約権の名称

第四回事前警告型新株予約権

イ. 新株予約権の割当総数

新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当てに関する株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」という。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」という。)における当社の最終の発行済普通株式総数(但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。)の2倍に相当する数と同数とする。

ウ. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、同時点において当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき2個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

エ. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

オ. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(ア) 新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

(イ) 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、1 株とする。但し、対象株式数は以下の(a)及び(b)に従い調整される。

(a) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、対象株式数を次の算式により調整し、1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

(b) 上記(a)に定めるほか、合併、会社分割等により対象株式数の調整を必要とする場合には、合併、会社分割等の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

カ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 株につき 1 円とする。

キ. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。

ク. 新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の株券等保有割合を含めて算出される。以下同様とする。)、又は、株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同様とする。))の買付け等(同項に定義される。以下同様とする。)を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。以下同様とする。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者(以下「特定大量買付者」という。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」という。)が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。

また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

当社

当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)

当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)

当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有する。以下同様とする。)を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者(但し、当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除く。)

その者が当社の株券等を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者

なお、本(ア)及び下記(ウ)において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。

- (イ) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)に拘わらず、以下の各号に定める者(以下「非適格者」という。)は新株予約権を行使できないものとする。
- 特定大量保有者
 - 特定大量保有者の共同保有者
 - 特定大量買付者
 - 特定大量買付者の特別関係者
 - 上記 から までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
 - 上記 から までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有する。)をいう。)

ケ. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (ア) 当社は、上記ク.(ア)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権のうち非適格者が保有する新株予約権を除いた新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記オ.(イ)(a)に定める対象株式数の調整の規定を準用する。
- (イ) 上記(ア)に基づき当社により取得されなかった新株予約権のうち、非適格者以外の者へ譲渡された新株予約権については、当社は、取締役会決議により定めた日において、当該新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記オ.(イ)(a)に定める対象株式数の調整の規定を準用する。
- (ウ) 当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者が有する新株予約権を取得し、その対価として、新株予約権と引換えに新株予約権1個につき当会社の社債、金銭その他の対価を交付することができるものとする。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)までに拘わらず、当社は、上記ク.(ア)に定める行使条件が成就するまでの間において、次の事由に該当する場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権の全部を無償で取得する。
- (a) 取締役会が当社の企業価値を最大化するために必要であると認めた場合
 - (b) 株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となった場合
 - (c) 上記(a)及び(b)のほか、取締役会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断した場合

コ. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

サ. 新株予約権証券の発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

シ. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(a) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(b) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を助案の上、上記オ.(イ)に準じて決定する。

(c) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株につき1円とする。

(d) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上記キ.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日の何れか遅い日から、上記キ.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(e) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上記ク.に準じて決定する。

(f) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

上記ケ.に準じて決定する。

(g) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(h) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記ス.に準じて決定する。

ス. 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本準備金の額は、前項に記載した資本金等増加限度額から前項に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

セ. 法令改正等による修正

新株予約権の発行後、法令改正等により、上記各項に定める条項及び用語の意義に修正を加える必要が生じた場合においては、当社は、その取締役会決議に基づいて、当該改正等の趣旨・状況等を考慮の上で、上記各項に定める条項及び用語の意義を合理的な範囲内で修正することができるものとする。

・ 信託契約の概要

第三回信託型買収防衛策に関して、一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス、みずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）及び当社の間で平成23年7月19日に締結される予定の信託契約の概要は、以下の通りであります。

ア. 委託者

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

イ. 受託者

みずほ信託銀行

ウ. 受益者

第一受益者

上記「1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等 新株予約権の行使の条件」に定める条件の成就（以下「第一受益者確定事由」という。）直後の基準日現在の株主名簿に記載又は記録された当社の株主。

なお、基準日とは、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項各号の日又は同条8項に基づき総株主通知が行われる日を意味するものとする。

第二受益者

委託者

エ. 受益者代理人

当社

但し、当社取締役会は、受益者代理人としての職務遂行に当たり、本プランに基づいて設置される特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

オ. 信託の目的

受託者が、信託契約に従い、新株予約権及び金銭を管理し、第一受益者確定事由が発生した場合に第一受益者に新株予約権を交付することを目的とする。

カ. 信託契約日

平成23年7月19日

キ. 信託の期間

新株予約権の権利行使期間の末日までとする。

ク. 信託財産

新株予約権及び金銭

ケ. 信託財産の交付

原則として、第一受益者が保有する当社株式1株当たり新株予約権2個を交付するが、当社の発行済株式総数の増減があった場合にはその増減後の発行済株式総数に応じて修正されることがある。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
110,000,000	33,000,000	77,000,000

- (注1) 払込金額の総額は、新株予約権110,000,000個が全て行使されたと仮定し、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額の合計額を合算したものであります。新株予約権の発行価額は0円であり、新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、行使価額である1円に対象株式数である1株を乗じ、さらに新株予約権の発行数である110,000,000個を乗じた額であります。但し、新株予約権の行使期間内に権利行使が行われない場合、又は新株予約権が当社に取得された場合には減少します。また、新株予約権の対象株式数が調整された場合には、減少又は増加します。
- (注2) 発行諸費用の概算額は、新株予約権の行使期間内に権利行使が行われない場合、又は新株予約権が当社により取得された場合には減少し、新株予約権の対象株式数が調整された場合には減少又は増加することがあります。
- (注3) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。また、新株予約権の行使による新株発行は、上記「1 新規発行新株予約権証券(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使の条件」の行使条件が成就された場合にのみ行われるものであり、行使条件が成就されるかどうかは現状では確定しておりません。従って、新株予約権の行使により当社が取得する手取金は、当社の運転資金等に充当する予定ですが、具体的な金額及び使途につきましては、新株予約権の行使により払い込まれた時点の状況に応じて決定致します。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
本店の所在地	広島県廿日市市木材港南1番1号
代表者の役職及び氏名	理事 宮崎 正樹
基金の額	79,000,000円
事業の内容	当社並びにその株主及び従業員、取引先、育林事業関係者等の利害関係人の利益を害するような買収提案がなされた場合に備え、当社の取締役会にそのような濫用的な買収提案を行った者との間で、実質的に対等な形で交渉することを可能とするための基礎を提供し、以って、当社並びにその株主及び従業員、取引先、育林事業関係者等の利害関係人の利益を保護することを目的とするとともに、その目的に資するために、当社の発行する新株予約権を取得・保有・処分する事業及びそれに附帯又は関連する事業を行います。
主たる出資者及びその出資比率	当社 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先の基金は当社が全額を拠出しております。 割当予定先が保有している当社の株式はありません。
人事関係	割当予定先の理事（1名）が当社の常勤監査役を、割当予定先の監事（1名）が当社の社外監査役を兼務しております。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注）割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成23年6月30日現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成17年6月、基金の全額を拠出し、当社が信託型買収防衛策の対抗措置に用いるために発行する新株予約権を取得・保有・処分する事業を行うことを目的とする一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスを設立致しました。上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等（注5）」記載の通り、当社は、第三回信託型買収防衛策の導入に際して、同防衛策の対抗措置に用いるための新株予約権を一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスに対して割り当てます。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先に割り当てようとする新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権の発行数である110,000,000個を対象株式数を乗じた110,000,000株であります。但し、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等 新株予約権の目的となる株式の数」3記載の通り、対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な調整を行うものとし、

e. 株券等の保有方針

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスは、当社並びにその株主及び従業員、取引先、育林事業関係者等の利害関係人の利益を害するような買収提案がなされた場合に備え、当社の取締役会にそのような濫用的な買収提案を行った者との間で、実質的に対等な形で交渉することを可能とするための基礎を提供し、以って、当社並びにその株主及び従業員、取引先、育林事業者等の利害関係人の利益を保護することを目的に、当社の発行する新株予約権を保有します。なお、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等（注5）」記載の通り、第三回信託型買収防衛策の有効期間は平成26年9月30日までとしますが、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により同防衛策を廃止する旨の決議が行われた場合には、同防衛策はその時点で廃止されるものとし、

f. 払込みに要する資金等の状況

新株予約権の発行価額は0円であるため、当社は払込みに要する資金等の状況につきましては、特段の確認は行っておりません。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスの基金の全額を拠出しており、また、同法人の社員、理事及び幹事は、何れも当社の役職員です。当社は、当該割当予定先が特定団体等とは一切関係がないことを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとしています。

3【発行条件に関する事項】

当社は、今後当社の企業価値を毀損し、ひいては株主の皆様との共同の利益を毀損する買収等が行われる場合に株主の皆様は無償で交付するために、一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスに対して新株予約権を発行するものであるため、0円という発行価格その他の発行条件は合理的であり、当該新株予約権の発行は有利発行には該当しないものと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスに割り当てる新株予約権の目的である株式の総数110,000,000株に係る議決権数は11万個であり、平成23年3月31日時点の当社の総議決権数46,357個に占める割合が約237.29%となり、希薄化率が25%以上になることから、新株予約権の発行は、大規模な第三者割当に該当することとなります。但し、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(2) 新株予約権の内容等 新株予約権の目的となる株式の数」3記載の通り、対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な調整を行うものとします。

なお、下記「5 第三者割当後の大株主の状況」記載の通り、一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権の割当後に当該新株予約権の全てを行使した場合の総議決権に対する所有議決権数の割合は、70.35%となりますが、実際には、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(2) 新株予約権の内容等 新株予約権の行使の条件」3(7)記載の通り、同法人が新株予約権を行使することはできないため、支配株主となる者は生じません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス	広島県廿日市市木材港南1番1号	0	0	110,000,000	70.35
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,631,000	7.83	3,631,000	2.32
中本祐昌	広島県廿日市市	3,301,091	7.12	3,301,091	2.11
日本マスタートラスト信託銀行(株)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,721,862	5.87	2,721,862	1.74
中本不動産(株)	広島県廿日市市阿品4丁目19番18号	2,382,174	5.14	2,382,174	1.52
中本信子	広島県廿日市市	1,681,827	3.63	1,681,827	1.08
中本雅生	広島県廿日市市	1,648,923	3.56	1,648,923	1.05
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,568,351	3.38	1,568,351	1.00
中勇不動産(株)	広島県廿日市市須賀7番31号	1,446,732	3.12	1,446,732	0.92
中本昭文	広島県廿日市市	1,138,265	2.45	1,138,265	0.73
資産管理サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,068,000	2.30	1,068,000	0.68
計	-	20,588,225	44.41	130,588,225	83.52

(注1) 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を行使した場合における数字を記載しております。もっとも、実際には、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(2) 新株予約権の内容等 新株予約権の行使の条件」3(7)記載の通り、一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を行使することはできないこととなっています。

(注2) 平成23年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

(注3) 所有議決数の割合は自己株式(2,541,119株)を控除して計算しております。

(注4) 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

当社に対する買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保し、又は向上させるか否かを判断するためには、当社が永年に亘り築き上げて参りました林業及び総合木質建材製造・住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解が不可欠であると考えております。

平成23年3月末時点で当社の総株主の議決権数の約25.1%は当社経営者、その資産管理会社等が保有しておりますが、当社の経営方針と異なる買収等が行われる場合には、当該買収等の条件や買収等の後の経営方針等次第では、上記の当社経営者等の議決権保有比率に拘わらず、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値を毀損し、ひいては株主の皆様のご共同の利益を毀損する可能性がありますので、当社取締役会は、当該買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に合致するものか否かにつき、慎重かつ十分な検討を行う必要があります。

従いまして、当社に対する買収等が行われる場合には、当社取締役会は、かかる買収等の是非につき最終的な判断を行う株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる情報等を収集し提供するだけでなく、買収等の条件や買収等の後の経営方針等が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の確保又は向上に資するものであるか否かを、自ら評価し検討する責務を負っているものと考えております。

そして、かかる評価及び検討の結果、当該買収等の条件や買収等の後の経営方針等が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を損なうものであると判断される場合には、買収提案の内容を改善させるべく当該買収提案者等と交渉することが取締役の責務であると考えております。

加えて、買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を損なうものであると判断される場合には、取締役会としては、当該買収等に対して必要に応じて相当な対抗措置を講じるべきであると考えます。

以上を踏まえ、当社は、買収等が、一定の合理的なルールに従って行われ、当社取締役会が上記のような責務を果たすために必要な情報、時間及び交渉力を確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保し、又は向上させることになるものと考え、本プランを導入し、第三回信託型買収防衛策の対抗措置に用いるための新株予約権を発行することを決定致しました。

本プランの導入及び新株予約権の発行については、平成23年5月26日開催の当社取締役会において、出席取締役全員の賛成により本定時株主総会に付議することが決定されましたが、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、何れの監査役も具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランの導入及び新株予約権の発行に賛成する旨の意見を述べました。また、本プランの導入及び新株予約権の発行は、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂いております。

新株予約権の発行により、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

なお、本プランの詳細につきましては、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等（注5）」をご参照下さい。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第59期）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、有価証券報告書提出日（平成23年6月30日）以後、本有価証券届出書提出日（平成23年6月30日）までの間において変更その他の事由は生じておりません。

なお、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年6月30日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第59期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月30日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月24日

株式会社ウッドワン
取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田滋
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ウッドワンの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ウッドワンが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月22日

株式会社ウッドワン
取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田滋
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ウッドワンの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ウッドワンが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

株式会社ウッドワン
取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田 滋
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワンの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月22日

株式会社ウッドワン
取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田 滋
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワンの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。